

# 就実大学薬学部動物実験委員会規程

制定 平成27年 4月 1日

(目 的)

第 1 条 この規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）」並びに「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号）」の主旨に則り、「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年日本学会会議）」を踏まえて、本学薬学部において教育及び研究を目的として行われる動物実験の適正な実施を図ることを目的とする。

(動物実験委員会の役割)

第 2 条 動物実験委員会（以下「委員会」とする）は次の事項を審議または調査する。

- (1) 動物実験計画が動物実験指針（以下「指針」とする）に適合していること
- (2) 動物実験計画の実施状況および結果に関すること
- (3) 施設等および実験動物の飼養保管状況に関すること
- (4) 動物実験および実験動物の適正な取り扱いならびに関連法令等に関する教育訓練の内容または体制に関すること
- (5) 自己点検・評価に関すること
- (6) その他動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること

(委員会の構成)

第 3 条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 実験動物施設運営委員長 1名
- (2) 動物実験等に関して優れた識見を有する者 2名
- (3) 実験動物に関して優れた識見を有する者 1名
- (4) 実験動物を用いない実験を主として行い、化学関係に関して優れた識見を有する者 1名

(委員長等)

第 4 条 委員会に委員長を置き、実験動物施設運営委員長を委員長とする。

- 2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。
- 3 委員長が事故または急用で会議を欠席する場合は、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代行する。
- 4 委員は、次の事項に従って運営を行う。
  - (1) 委員会は必要に応じて委員長が招集する。
  - (2) 委員は、自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審査に加わらないこと。
  - (3) 委員は、動物実験計画に関して知りえた情報を第三者に漏洩しないこと。
  - (4) 委員会の成立に必要な定足数は3名の出席を必要とする。
  - (5) 委員会の議決には出席者の過半数の賛成を必要とする。

(委 員)

第 5 条 学長は第2条に掲げるものを委員に任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(担当事務)

第 6 条 委員会に関する事務は、教務課薬学分室が行う。

2 担当事務は、委員会開催に関する議事録等の作成および保存等を行わなければならない。

(改 廃)

第 7 条 この規程の改廃は、委員会の議決を経て、教授会において定める。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 動物実験委員会の英語表記については、「the Animal Experimentation Committee of Shujitsu University」とする。